

# 総務政策常任委員会会議録

令和2年10月26日

場 所 第2委員会室



令和2年10月26日(月曜日)

午前9時58分開会

会議に付託された議案等

- 総合政策及び行財政対策に関する調査
- その他報告事項
  - ・令和3年度における重点施策について
  - ・国民スポーツ大会に向けたスポーツ施設の整備について
  - ・令和3年度当初予算編成方針について
  - ・新田原基地における日米共同訓練について

出席委員(8人)

委員	長	野崎幸士
副委員	長	太田清海
委員		坂口博美
委員		丸山裕次郎
委員		山下寿
委員		佐藤雅洋
委員		来住一人
委員		井上紀代子

欠席委員(なし)

委員外委員(なし)

説明のため出席した者

総合政策部

総合政策部長	渡邊浩司
総合政策部次長 (政策推進担当)	重黒木清
総合政策部次長 (県民生活・文化祭担当)	酒匂重久
総合政策課長	渡久山武志
秘書広報課長	児玉憲明
広報戦略室長	松野義直
統計調査課長	磯崎史郎

総合交通課長	大東収
中山間・地域政策課長	川端輝治
産業政策課長	甲斐慎一郎
生活・協働・男女参画課長	山崎博信
交通・地域安全対策監	水口圭二
みやざき文化振興課長	兒玉さわ子
国民文化祭・障害者芸術文化祭課長	坂元修一
記紀編さん記念事業推進室長	河野龍彦
人権同和対策課長	後藤英一
情報政策課長	鎌田伸次
国民スポーツ大会準備課長	井上大輔

総務部

総務部長	吉村久人
危機管理統括監	藪田亨
総務部次長 (総務・市町村担当)	日高幹夫
県参事兼総務部次長 (財務担当)	小堀和幸
危機管理局長 兼危機管理課長	温水豊生
総務課長	園山俊彦
部参事兼人事課長	田村伸夫
行政改革推進室長	長谷川武
財政課長	石田渉
財産総合管理課長	蕪美智保
防災拠点庁舎整備室長	中武英俊
税務課長	三井芳朗
市町村課長	日高正勝
総務事務センター課長	齋藤謙
消防保安課長	佐藤勝重

事務局職員出席者

議事課主任主事	渡邊大介
---------	------

総務課主事 合田有希

---

○野崎委員長 ただいまから総務政策常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。お手元に配付いたしました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前9時59分休憩

---

午前10時0分再開

○野崎委員長 委員会を再開いたします。

それでは、報告事項の説明を求めます。

○渡邊総合政策部長 おはようございます。総合政策部でございます。本日もよろしく願いいたします。

初めに1点御報告をさせていただきたいと思っております。

先日、報道等でもございましたけれども、令和8年に本県で予定しておりました、国民スポーツ大会と全国障害者スポーツ大会につきましては、10月15日、開催年が令和9年に1年延長されることが決定したところでございます。

引き続き、県議会の皆様方の御協力もいただきながら、大会の円滑な実施に向けて着実に準備を進めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、お手元にお配りしております、常任委員会資料を1枚おめくりいただきまして、左側の目次を御覧いただきたいと思っております。

今回は御覧のとおり、その他報告事項として2件御説明させていただきたいと思っております。

詳細につきましては、担当課長から御説明をさせていただきます。

私からは以上でございます。

○渡久山総合政策課長 それでは、委員会資料の1ページをお開きください。

令和3年度における重点施策について説明を申し上げます。

重点施策は、先週23日に決定いたしました来年度の当初予算編成方針の一部であり、大きく2つの役割があると考えております。一つは、庁内の各部局に対しまして、来年度に向けた事業の構築や予算要求において、意識していただきたい施策の方向性を示す役割でございます。もう一つは、県民の皆様に対しまして、現時点で来年度予算編成を進める上で、ベースとしております施策の方向性をお伝えする役割でございます。

県の総合計画において、目指す将来像を人・くらし・産業の3つの視点で整理していることを受けまして、重点施策も、中長期の視点からこの3本の柱を基軸に整理しております。ただし、来年度につきましては、こうした基本路線は踏襲しながらも、新型コロナウイルス感染症によって生じております危機事象を克服し、新たな成長の基盤づくりにつなげていくことを、まずは最初の柱として位置づけました。このことが来年度の重点施策の大きな特徴と言えると思っております。

それでは、その1つ目の柱、コロナ危機の克服と新たな成長の基盤づくりの項目でございます。これは、今年5月に策定しました新型コロナウイルス感染症経済対応方針も踏まえながら整理をしたところでございます。

まずは、(1)にありますように、県民の命と暮らしを守るとともに、経済活動の基盤となる

感染拡大防止のさらなる徹底を図りながら、経済活動を新しい生活様式に対応させる取組が大切であると考えております。

その上で、(2)にありますように、地方回帰という追い風を捉え、新たな人の流れを本県に取り込むことができるよう、移住者の受入れ環境の整備促進やテレワーク等に対応した企業誘致などを進めることが重要です。

また、(3)にありますように、ポストコロナ、すなわち感染症が落ち着きを見せた後の社会を見据えた取組といたしまして、行政や県内企業のデジタル化の促進やオンライン通信販売の増加など、消費行動の変容に対応した商品やサービスの開発を支援するなどの施策が必要と考え、整理をしたところでございます。

2つ目の柱、将来を支える人材づくりでは、今年8月に総合計画審議会から答申をいただきました政策評価において、若者の就業機会確保や産業人材育成、学校におけるICT環境のさらなる整備、子供を産み育てやすい環境づくりに課題が指摘されたことなどを踏まえまして、必要な施策を整理したところでございます。

3つ目の柱、地域経済をけん引する産業づくりでは、新型コロナウイルス感染症により、幅広い分野の産業が様々な影響を被っていること、特に、地域の雇用の受皿となっております中小企業等の事業活動に大きな負担が生じていることなどの状況に鑑みまして、経済復興とさらなる発展を目指す観点から、重点的に取り組むべき施策の方向性をまとめました。

4つ目の柱、魅力あふれる「選ばれる」地域づくりでは、政策評価の中で、文化・スポーツの県民への定着、広がりによって課題が見られ、また、今後、地域間競争の激化が予測される中で、資源の磨き上げや取組のさらなる進化が求められ

ていることや、新型コロナウイルス感染症の影響により、暮らしを支える公共交通網への大きな影響が見られることなどを踏まえ、災害の多発で継続的な取組が強く求められております防災・減災対策とともに、重点的に取り組むべき施策の方向性を整理いたしました。

各部局では、今後この重点施策を含む予算編成方針に基づき、財政課への要求を行い、2月定例県議会に向けました当初予算編成作業が始まります。これまで述べましたように、来年度は、新型コロナウイルス感染症対策という喫緊の課題にしっかり対処する必要がある一方で、長期計画に掲げております、未来を築く新しいゆたかさへの挑戦の流れも脈々と受け継いでいかなければなりません。総合政策部といたしましては、時間軸におきましても、分野横断的な視点でも、全体を見渡す広い視野に立ちながら、予算の策定を進める総務部としっかりと連携を図ってまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

**○井上国民スポーツ大会準備課長** 常任委員会資料の2ページをお願いいたします。

国民スポーツ大会に向けたスポーツ施設の整備についてであります。県有主要3施設の整備に係る進捗状況と今後のスケジュール等について御説明いたします。

まず、1の陸上競技場についてであります。

(1) 整備概要であります。都城市との共同整備となる陸上競技場のうち、県の整備分は主競技場と投てき練習場であります。施設の構造及び規模等は記載のとおりでございます。

(2) 概算工事費につきましては、造成工事費等も含めました県発注工事につきまして154億円でございます。

(3) 進捗状況につきましては、令和2年4

月に実施設計に、令和2年7月に造成工事に着手しているところであります。

次に、2の体育館についてであります。 (1) 整備概要につきまして、構造、機能等は記載のとおりでございます。

(2) 概算工事費等につきましては、89.1億円でございます。この工事につきましては、11月議会の補正予算におきまして、令和2年度から令和7年度までの債務負担行為として、予算議案を提案させていただくこととしております。内訳につきましては、建設工事費が83億円、解体工事費が3.7億円、工事監理費等が2.4億円です。なお、解体工事につきましては、本来であれば延岡市が行う工事ですが、整備スケジュールの都合上、県が本体工事と一体で発注し、解体に係る経費は延岡市が負担することとしております。

(3) の進捗状況であります。令和2年3月に実施設計に着手したところでございます。

続きまして、3ページを御覧ください。

3のプールについてであります。

(1) 事業概要であります。整備手法はPFI方式ですが、PFI事業概要及び事業内容の詳細につきましては、別紙1及び別紙2で御説明をさせていただきます。

資料の4ページをお願いいたします。

別紙1、PFI事業概要(県プール整備運営事業)であります。まず、1の事業手法、(1)のPFI方式についてであります。左側の図が従来方式、右側の図がPFI方式であります。PFI方式は、設計、建設から運営、維持管理までを一括して性能発注を行い、民間のノウハウと資金を活用することで、効率的かつ効果的な公共サービスを享受することが可能となるものであります。

次に、(2)の事業方式についてであります。公共施設等の設計、建設及び維持管理、運営を行うPFI方式には、主に以下の3つの方式がございます。所有権の移転の時期の違いにより、下表のとおり、BTO、BOT、BOO方式がございます。今回の県プール整備運営事業につきましては、先行事例において数多く採用されているBTO方式で実施することとしております。これは、民間事業者が施設完成後に所有権を公共に譲渡し、民間事業者が運営、維持管理を行うものであります。

続きまして資料の5ページを御覧ください。

2の要求水準書についてであります。

まず、(1)要求水準書の位置づけであります。要求水準書とは、従来手法による設計図書に代わり、発注者が求める機能や施設の水準、運営、維持管理の方法等を一括して規定するものであり、事業者は要求水準書に記載のある内容を満足する提案を行うこととなっております。

次に、(2)要求水準書の構成であります。設計、建設、運営、維持管理等の各業務を項目立てした構成となっております。

続きまして、3の事業者の設定であります。

(1)の選定方法につきましては、総合評価一般競争入札によることとしております。

(2)の参加資格につきましては、プールの設計、建設、工事監理、運営、維持管理に当たるものと、民間収益事業者を含む複数の者による構成とすることとしております。

(3)審査委員会の設置であります。行政委員と外部委員で構成する審査委員会を設置し、審査委員会で参加グループからの提案書に基づき、定性評価値を採点することとしております。

(4)の落札者の決定についてであります。予定価格の範囲内で定性評価値と価格評価値の

合計が最も高い者を落札者として決定することとしております。

次に、6ページをお願いいたします。

別紙2、要求水準書(案)の概要であります。

まず、1の総則では、要求水準書の位置づけや事業構成、地域経済への配慮などを記載しております。

次に、2のプールの設計・建設に関する要求水準では、基本方針、プール施設の構成、設計・建設に関する業務の具体的な内容について記載しております。

以下、7ページの下3、プールの開業準備に関する要求水準、おめくりいただきまして、8ページの4、プールの運営業務に関する要求水準、9ページの5、プールの維持管理業務に関する要求水準につきまして、それぞれ具体的な要求水準を記載してところであります。

また、おめくりいただきまして、10ページの6、民間収益事業に関する提案条件につきましては、民間収益事業の位置づけや敷地条件、求める機能や禁止用途などを御覧の構成により記載しているところであります。

要求水準書案は、今年の3月に公表し、その後、民間事業者との意見交換や、また質疑応答などを踏まえ、適宜、修正作業を行っているところでありまして、お手元に配付しております別冊の要求水準書(案)は、令和2年9月時点のものであります。現在、11月の入札公告に向けて文言等の精査を行っているところであります。

資料の3ページにお戻りください。

中ほど、(2)の概算事業費でございますが、167億7,000万円であります。

(3)の進捗状況につきましては、今年3月に実施方針と要求水準書の案を公表し、記載の

とおりの所定の手続を経まして、9月議会において債務負担行為議案を提案し、承認いただいたところであります。

最後に、4、今後の主なスケジュールであります。陸上競技場につきましては、令和3年2月議会に令和3年度の当初予算議案を提案させていただくこととしており、以下、令和3年3月実施設計完了、同年6月に入札公告、同年11月に契約議案の提案、令和7年3月に主競技場・投てき練習場完成を予定しております。

次に、体育館であります。令和2年11月議会に補正予算として債務負担行為の議案を提案させていただく予定としており、以下、令和2年12月実施設計完了、令和3年2月に令和3年度の当初予算議案の提案、同年3月に入札公告、同年9月に契約議案の提案、令和5年4月にサブアリーナ完成、令和7年9月にメインアリーナ完成を予定しております。

なお、体育館につきましては、当初、令和7年3月までの完成を目指しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、実施設計の作業に遅れが生じたことと、マーケットサウンディングの結果、建設業界における働き方改革等への取組により、当初予定しておりました工期では、各事業者の対応が困難であることが判明しましたことから、完成予定時期の見直しを行ったところであります。

最後にプールについてであります。令和2年11月に入札公告を行いまして、以下、令和3年2月に令和3年度の当初予算議案の提案、同年4月に技術提案書の受付、同年6月に落札者の決定・公表、同年9月に契約議案の提案、令和6年12月にプール完成を予定しております。

説明は以上であります。

○野崎委員長 執行部の説明が終わりました。

質疑はありませんか。

**○来住委員** 令和3年度における重点施策の関係で少し教えてほしいんですけど、第1にコロナ危機の克服が上げられているわけです。もちろんコロナは進行中なんですけど、具体的に本県の経済とか、さらには県民の暮らしに与えている影響というんですか、そういうものの把握というのは現在どういう状況なんですか。

かなり幅広く影響を受けているわけですが、そういう状況をつかんで、当然それに対する対応だとか、施策が出てくるとは思うんですけど、その辺を教えていただければ。

**○渡久山総合政策課長** 経済的な影響ということで、一つは毎年四半期ごとに県内の経済状況というのを、当部でまとめて公表しております。今、第2四半期の状況まで出ておまして、第2四半期ですから、4月以降の状況が出てきています。それを見ますと、特に交通関係や観光といった産業について、コロナの影響をかなり受けている状況です。また、一部の製造業についても、そういう状況が見られるというような、四半期ごとの分析も出ております。

それからもう一つ、我々が最近よく注意して見ておりますのが、内閣府が出しておりますV-RESASという様々な動向がグラフ化されたものがございます。これは、携帯電話情報ですとか、あるいはクレジットカードがどのように使われたのかという情報などを基に、大体1週間ごとに全国の各都道府県の人やお金の使われ方の動きを分析してグラフ化しているものがございます。それを見ますと、やはり第1波が起きて緊急事態宣言が出たときと、それから本県では8月に飲食店への休業要請をした時期に人の流れが大きく影響を受け、それが9月以降に少しずつ回復をしてきている状況です。今後

についてはこういうものを見ながら、そういった動向、全国の状況などを予測しながら対応していくことになるだろうと思っております。

状況としては、そういう大きく2つの流れが、見る指標としては重要ななと思っております。

**○来住委員** 来年度の新規高卒者や新規大卒者などの就職は、非常に深刻な状況になっているようで、現実には、コロナの影響はまだまだ進行中ですから、そういう意味ではつかみにくい点はあるとは思いますが、もちろん把握されているとは思いますが、そこをしっかりとつかんだ上で施策を講じていく。マクロ的なつかみ方もあるでしょうし、もう少し細かい分野ごとの状況もつかまないと分からないところもあるかと思うんですが、例えば都城市周辺では畜産だとか、それから宮崎県全体でも焼酎用のカンショなんかはかなり減反させられているというのが実態で、そういう点で今かなり大きな影響を受けつつあるのかなと思うんです。そういうことをしっかりとつかんでいただきたいと思えます。

**○渡久山総合政策課長** 高校生の求人等につきましては、先日開かれましたコロナ感染症の対策本部会議でも、教育委員会から、昨年と比べますと製造業などでの求人が影響を受けている状況があると報告がございました。

今年度と来年度以降の影響を心配する声もありますので、県としては補正予算でお願いしました、人を採用した場合の企業への支援策といったものも用意しながら、少しでも影響が少なくなるように、また来年度以降の予算においても、そういったことを折り込みながら対策を打っていく必要があるだろうと思えます。

また、焼酎用のカンショの問題ですが、本県の産業構造を見ますと、食品関係、食料品・た



ばこ製造業という分野がございますが、全国に比べますとこの分野が非常に多い。一方で、輸送用機械などはやや少ないのが特徴でございます。

全国的に見ますと、統計では、輸送用機械——自動車などの関係がかなり影響を受けているようでございますが、本県は比較的食料品が多いということで、日常生活に結びついた部分になるのかなど。ただ、おっしゃるように、焼酎ということで、今度は外出、外食の機会が少なくなっている影響など、いろんな分野をきめ細かく見ていかないと、影響が生じている状況があると思いますので、そのあたりは各部局とも情報交換をしながら、しっかりと来年度に向けて備えていきたいと考えております。

**○来住委員** 私ごとですけど、高校3年生の孫娘が福岡に行って就職試験を受けて、2～3日前に結果が発表されて合格しなかったと。それでがっかりしてるのかと思ったらそうでもなくて、今まで漢字の検定も落ちたことがあるから心配ないよと言ったらしいんですけど、結局どうするのかと聞いたら、専門学校に行くと言っていました。今は就職がかなり厳しいということで、専門学校で取りあえずほかの勉強をしておこうということになっているみたいで、今の高校生や大学生たちは就職先がなくて本当に心配です。いずれにしてもそういう点で、ぜひ頑張ってもらいたいと思います。

**○坂口委員** 令和3年度の重点施策についてなんですけど、3の地域経済をけん引する産業づくりの考え方ですけど、地域をリードする個別の企業なりを育成していくという考え方が一つこの中にあるのかなと思うんです。そこで産業のクラスターです。お互いが運命共同体みたいにして、様々なものがそこで成長していくという

ような、農業の分野ではよくあるんです。代表的なのが畜産クラスターで、現実に農業をやる人、それに関連する民間の組織、あるいは公的な機関、全体での産地づくりです。こんな考え方でないと、個別の企業が伸びたとしてもあまり周りに波及しない。今後、将来の財政等も含めた、そういった分野での行政の役割を考えたときに、個別に育成していくというのも一つの方法ではあるんだけど、それだけで終わっては駄目じゃないかなと。

だから、そこを面的に捉えて、クラスターとして全体を底上げしていく、総合的に力を発揮させるという考え方が根底になればいけないんじゃないかなと。例えば、その中の一つがこういった将来の成長産業、あるいは意欲的なところを育てていく、それはあくまでも面づくりであって、ポイントづくりじゃない。そういう広い視点を総合政策部が持つ。個別のところは商工観光労働部で具体的な企業支援なりということでやっていって、これは面的なものが見えてくるといいかなという気がするんですけど、産業クラスター的なものを支援していく、構築していくというところはどんなですか。

**○渡久山総合政策課長** 産業を育成していく上で、地域にある資源を結びつけながら1つの産業、多面的な企業を育成していくという視点であらうと思います。

宮崎の強みでいいますと、先日、持続可能な地域づくり対策特別委員会で御説明申し上げたときにも、いろいろ意見がございましたけれども、やはり地域にある資源を生かしていかに付加価値をつけて外貨を稼ぐか、そういう視点が大事だということについて、さらに認識させられたところでございます。そういった視点からも、食品産業など、様々な技術を持った産業が

一つのつながりを持ちながら成長していく、そのときに、個別の企業だけで独り相撲を取るのではなくて、横の連携が取れるような形で——幸い、総合政策部には産業政策課もございまして、農業部門、あるいは商工部門、そういったところとのつながりを持ちながら、一つの産業づくりに向けて方向性を持っていくという政策にも力をしっかり入れていく必要があると思っております。

**○甲斐産業政策課長** 坂口委員がおっしゃったように、まとまりをつくっていくというところについては、先週、フードビジネスの担当課長会議を開きまして、コロナで今どのような状況にあるのかという情報交換を行ったところでございます。

商工部門、それから農政部門、それぞれ課題がありまして、課題と課題を合わせつけていくというか、そういった丁寧な作業をしていくことで、一つ一つ双方が歩み寄りながら解決していく、解決の糸口を見つけていこうということで、意見交換も活発に行ったところでございます。

補正予算でも、それぞれがいろんな事業を組んでおりますので、今年度そういったこともやりながら、来年度に向けてまた連携をしっかりとしていきたいと考えております。

**○坂口委員** 山下委員がすごく詳しいと思うんですけど、畜産クラスター事業なんかは、将来に向けて、その産業を総合的にあるべき姿に持っていこうと、そのためには、まずは現場、農業でいえば意欲的な畜産農家です。それに関連する農協や普及センター、流通関係あたりが一体となって産地づくりをやっていくんです。

農業の分野では、事業はかなり順調にいったいるけど後継者がいないとか、人につなぐには

中途半端というところには、規模拡大まで支援をしていって、次の後継者、担い手を探して的確につなぐ、そういった面的なものも考えていけないんじゃないかなと、それが総合政策だと思うんです。

個別の具体的な事業での支援となると、商工サイドと連携を取ったり、あるいは必要になる人材の育成についても、労働関係の部署あたりと連携を取るような面的な取組、これは口で言うのは簡単だと思われるかもしれない、確かに難しいことだと思うんです。

ただ、今後はそういったものを目指していくべきかなと思う。特に、産地間競争なんかの結果で人がいなくなる、消費が落ち込むと考えたときに、これも将来の課題として、頭の隅にでも置いてもらえたらなと思っています。

**○山下委員** 関連です。今、坂口委員から農業分野についていろいろありましたけれども、私は中小企業と小規模事業者の支援が非常に弱いような気がします。そこが5人、10人雇用しているわけです。だから、そこをもうちょっと支援してやらないと、商工業者から農業は補助金がいっぱいあっていいねという話がよく出るんです。ですからそこあたりをもっと手厚くしてやらないと、今回のコロナでは、そういった事業者も相当こたえているのではないかなと思っております。

先ほど話がありましたように、宮崎県にあるものを使って、その事業を伸ばしていく。昨日、ある工業高校の就職係の先生と話をする機会があったんですが、子供の就職先がないということで非常に悩んでおられました。だから何とかしてもらえませんかという話になったんです。先ほど、来住委員からも話がありましたように、県内に勤めたいけれども就職先がないというこ

とで、非常に皆さん悩んでいらっしゃるようです。

そこを何とかするためには、中小企業、小規模事業者を支えていただくような施策をやっていただく、それが一番身近でできることじゃないかなと思うんです。

**○渡久山総合政策課長** 現在、商工観光労働部が中心で行っております中小企業への支援としては、経営支援チームの派遣などをしておりまして、これは令和元年度に510件ほどの実績があるようでございます。小規模企業者の設備導入資金は特別会計でやっている事業ですが、こういった資金面の支援、それから事業承継の診断といったことにも力を入れておりまして、相談実績が令和元年度に4,700件ほどございます。

今回のコロナでさらに影響を受けている中小企業者をしっかりと支えながら、地域に雇用のしっかりとした受皿、そして地域経済が循環していく仕組み、そういったものをこれまで以上に大事にしなければならない時代になっているのかなと思いますので、委員のおっしゃった視点を大事にしながら施策の構築を進めていきたいと思います。

**○山下委員** 私は、事業としてバイオマス発電をやっているんですけども、再生可能エネルギーの買取制度が始まった当時は、国も県も支援しないとイケないということでいろいろ支援があったんですが、現在では、むしろ否定的な動きのほうが強くて、なかなか事業化できないという現実もあるわけです。バイオマス発電なんかで一つ考えてみましても、5,000キロワットクラスの発電所が1つできますと、年間7万トンぐらいの材木を消費するわけです。

それは、あくまでも材として使えないBC材とか、そういう通常の材として使えない物、従

来は捨てていたようなものをお金に換えていつているわけです。そういうことで非常に裾野が広くて、その事業所で働く人だけではなく、山師さんや運送屋さんにも、全てに広がりが出てくる事業なので、そういうような事業に支援をしていただく。例えば、10人雇用なら10人で終わるのではなくて、それに関連した輪を広げるような事業というのは、宮崎県にもいろいろあると思うんです。

そういうものを発掘して、そこに対していろんな支援をしていく。総合政策部だけの話じゃなくて、全庁的な話でしょうけれども、ぜひそういうことにも取り組んでいただきたいなと思います。

**○渡久山総合政策課長** バイオマス発電のお話でございましたけれども、先日、ちょっと目にしました千葉大学の先生の研究で、宮崎は非常に再生可能エネルギーの需給が高い地域であると。大分が、地熱発電があるものですから一番高いんですけども、非常に高い地域であると。地域での再生可能エネルギーが循環している、小水力などで循環している地域では、経済も比較的よく回るというような研究をされている先生がいます、面白いなと思っています。

今、おっしゃったような考え方というのは、まさにそういう部分を実践に見ていらっしゃる御意見だなと思いました。そういった地域での循環、新しい視点で見えていけるものがたくさんあるだろうと思いますので、いろんな視点を各部局に提供していきたいなと思います。ありがとうございます。

**○井上委員** 山下委員に関連してなんですけれども、環境に関する施策のところは、いろいろな規制緩和も含めてそうなんですけど、本来国がやらないとイケないところで、例えばバッテ

リーの関係とか、国が徹底的に力を発揮してくれば、自然エネルギーをもっと活用できるのという問題点などもあるわけです。宮崎県としてもエネルギー関係、例えば災害のことなどを考えれば、環境の問題は外せないと思うんですけど、そのあたりについて今後も強くやっていきたいというメッセージみたいなものは、今度の重点施策の中にあるんですか。

**○渡久山総合政策課長** 今回の重点施策の中に、環境対策ということで、はっきりと文言で表れてきている部分はないんですけども、県で昨年策定しましたアクションプログラムのほうでは、産業成長・経済活性化プログラムの重点項目として、こういった再生可能エネルギーの利用促進など、資源エネルギーの循環促進ということを掲げております。

これは前回の委員会で、政策評価について御報告を申し上げましたときに、ここの取組というのが成果指標としてやや現れてないという御報告を申し上げたところでございます。力を入れていかなければならないところですけども、委員のおっしゃるように、国の脱炭素の動きといったものを見なければなりません。

環境森林部が中心となって、環境計画を基に地道な取組を進めているわけですが、先ほど山下委員にお答えしましたように、そういう再生可能エネルギーに着目するのも一つの方法です。

もう一つは、例えばエシカル消費という言葉がございます。県民一人一人が環境に配慮した消費を行う。それから食品ロスの削減とか、こういった地道な取組から環境問題への意識というのが広がっていく部分もございます。そういった部分にも力を入れて、企業や県民も巻き込みながら、しっかりと環境問題にも取り組んでい

きたいと考えております。

**○井上委員** 先ほど、山下委員から出たように、下支えというか、事業者がこれからもきちんとやっていけるように仕上げていかないといけない。ソーラーフロンティアもそうだし、旭化成もそうだし、そういう意味では、今後もっと広がるであろう産業のところはどう着目するかということについて、また次の議論でいいので、答えは要らないので、そういうことにももっと着目していただきたいなと思っています。ぜひここはやっていただきたい。

次に、先日新型コロナウイルス等感染症対策特別委員会が開催されまして、そのとき、延岡市と日南市に来ていただいている、コロナ関係の対策についての各市の具体的な施策の内容を聞かせていただいたんです。本当によく頑張っているいろんな施策をやっておられました。

県の役割と市町村の役割を考えた場合に、コロナ対策で国から来ている予算について、各市町村がきちんと使い切れるのかということについて、総合政策部で各市町村の動きを把握しておられるのかどうかを知りたい。県が市町村のどこを手助けすれば、全体の予算の中でちゃんと動けるのかということとかを知るためにも、そこはやっておられるのかどうか。

そして、この前の国の予算で、市町村を含めてきちんと政策を具体的につくって実行しておられるのかどうか、その辺についてはどのようなお考えなのかを聞かせてください。

**○渡久山総合政策課長** コロナ対策を推進する上では、県と市町村の対策が連携していくことが必要でございます。市町村の地方創生臨時交付金の使い方、それからそれをどう事業としてまとめていくかということについては、市町村課が窓口となって、総務省、内閣府への申請を

やっております。

詳細の状況について、情報交換をしているわけではございませんけれども、現在のところ、市町村のほうでは、この交付金について、ほぼ有効活用し、今年度分については、必要な施策を打っているという状況だと聞いております。

もう一つ、連携ということについて言いますと、商品券発行の事業やいろんなプロモーションの事業といったことについて、県内の圏域をカバーする団体との意見交換を受けまして、県として、全体を見るような補助メニューを用意した上で、市町村が時期などもそれぞれ工夫しながら、必要な時期に商品券を発行するなど、そこは臨機応変にやっていくと、個別の施策で各部局調整しながらやっている状況でございます。

**○井上委員** 今の状況で国が何を考えているのかということ、よく御存じだと思うんです。だからこそ、デジタル改革担当大臣もできたわけです。そういうことを考えた上で、予算を無駄遣いしないという意味ですけど、全体をどう把握していくのかということと、それからどこに予算を配分したら有効なのかということとかをまた考えておいていただきたいと思います。

**○坂口委員** P F I 関係ですけど、総合評価一般競争入札方式ということで、具体的には2段階になるのか、それとも一発なのか。一般競争入札方式と総合評価のセットということですけど、まず一般競争入札で、どなたでもいらっしゃいということでの公募受付をやった上で、そこで足切りをやって、一次試験を通過した人たちが総合評価に対しての具体的な提案をしていくという流れでないと、それを選考する受入れ側の能力というか対応力を考えたときに、効率と精度を高めるという点から、一般競争入札参加

希望者の中での足切り作業がやっぱり要るのかなと思います。条件付一般競争入札方式で、それだけたくさん来るのかは分からないんですけど、次に総合評価ですから、定量評価みたいになって、定性評価とここにも書いてありますが、そうなりますと、定性評価というのはすごくグレーゾーンみたいな感じで、具体的によしあしが数値化される、定量化されるわけじゃないから判別しづらい。

そこに外部委員まで入ってくるということは、最終的に契約相手方を決定するに至るまでに、県の公務員以外の方が入ってきて相手方の決定権を持つとなると、そこに一つの義務と責任が出てくる。そこをどう整理して、どれぐらいのことを評価委員に課していくのかということの一つと、当然責任を持っていただくというのが最低限必要だと思うんですが、そこら辺については、今後どんな作業をして整理されていくのかを教えてください。

**○井上国民スポーツ大会準備課長** 坂口委員からお話があったとおり、一般競争入札方式でございますけれども、まずは入り口のところで、こういったプール施設は、非常に事業費も大きい案件でございますので、一定の実績でありますとか、そのあたりの条件を課した上で、それをクリアした事業者、グループの皆さんの提案を受け付けるといったような段取りになっております。

その具体的な提案でございますけれども、先ほど御説明しましたとおり、令和3年4月に技術提案書の受付となりますが、落札者の決定に当たりましては、先ほど御説明しました、行政委員と外部委員で構成する審査委員会におきまして、採点をすることになります。

外部委員の方は、それぞれP F I や建築、ま

ちづくり、スポーツ、経営のそれぞれの専門分野の方をお願いをしております、それぞれの見知から御意見をいただいたり採点をしていただくこととなりますけれども、今回は、外部委員の方だけではなく、行政委員もその中に入る——例えば、委員長は総合政策部長ということ、しっかり県として、責任を持った答えが出せるような形で取り組んでまいりたいと思います。

また、御指摘のとおり、定性評価ということで、できるだけ分かりやすい審査基準にしようとは考えておりますけれども、民間収益事業等につきましては、こちらのほうから特定の業種の指定をしておりますので、そこは一定程度大きくくりというんでしょうか、そういった評価項目にならざるを得ないと考えております。いずれにしましても、プール本体と、あと民間収益事業のほうは、まちづくりに重要な影響を与えると考えておりますので、そのあたりがどちらもバランスよくいいものが出来上がるように工夫してまいりたいと考えております。

**○坂口委員** 民間収益の部分についても、公と見るか、利益追求と見るか、そのことで総合的にプールへの集客も含めてどんな波及効果があるのかとか、そこは難しいと思うんですけれども、それは専門の人たちが判断するなり、意見を述べる場があるということで、外部委員が入ることにはかなり意味があると思うんです。

そこら辺について、今みたいな透明性の確保、競争性の確保という原理原則を外せないとなると、悪かったということではないんですが、県立病院で、やっぱり外部の人たちが設計からずっとかなりの影響力を持っていた。そこを一回検証する必要があるのかな。そこからよりよきもの、目的をより達成できるもの、満足できるもの

のために外部委員はどうあるべきかということは、まとめておく必要があるのかなと思うんです。

その中で、契約に至るまでに提案した、機能というべきか、性能というべきか、そこがどれぐらい影響を与えるのかとなったときに、完全な数字である入札価格の評価全体の中でのウェイト、機能の部分のウェイト、それをしっかりしたものを準備しておいて、その作業に入っていく。当然されているとは思いますが、そこら辺がすごく大きいと思うんです。そのウェイトが2対8になるのか、あるいは4対6になるのかで、場合によっては相手方が変わるかもしれないです。

このところは、一回慎重に、完璧なものということでのウェイトというのが必要になるかなと思うものですから、そこに対しての考え方を聞かせていただきたい。

**○井上国民スポーツ大会準備課長** 御指摘のあったとおり、非常にデリケートというんでしょうか、難しいところでございますけれども、まず価格評価につきましては、PFI事業のプールのほうですが、価格だけで極端に点数差がつきすぎないように、ある程度そこは適切な評価となるような方式でやりたいと考えています。

次に、機能の部分についての評価ですけれども、今回、特に、民間収益事業の分につきましては、他県の先行事例等をいろいろ調査したところでございますが、やはりこういった類似のものはなかなかございませんでしたけれども、県有地の活用は非常に重要だということで、そこはかなり思い切った配点をしなければならないと考えております。

また、プールのPFI事業のほうもしっかり考えないといけませんので、そこはアドバイザ

一とも打ち合わせながら、ぎりぎりのラインを把握した上で、プールの各評価項目も細々とございますけれども、建設にかかる部分であるとか、あるいは維持管理の部分であるとか、そのあたりのバランスも非常に大切だと考えておりますので、プールの配点割合については、先行事例等を参考にして、極端にバランスを崩さないような形で、今精査をしているところでございます。

**○坂口委員** 2段階に分けて総合的な点数でやっていかないとしようがないのかなということ、それから価格の部分でもダンピングは絶対に避けさせるということで、あまり大きいウエートは示せない、ましてや原価割れにつながるような価格提示というようなことも避けないとはいけないと思うんです。

それと同時に先ほどの、収益事業とみなすのか、あるいは集客事業とみなすのかという民間収益事業の部分についても限界がある。そういった分岐点は当然あると思うんですけれども、プールとか県の施設を造るための価格というのは、PFIだからってそう期待できない。5～6億円の節約というのも、あるものを仮定したときのやつであって、同じものを造るのであれば価格は同じなんです。そうすると、15年にわたる維持管理費をどれくらい抑えていくのかということ。こういった収益じゃないけれども、運営のために上げることができる収入といったものを評価対象として、一定の比重を置いてあげないと、僕は一番そこが期待すべき点だと思うんですが、何千万円なり何億円という維持管理費の軽減、節減は大きいと思うものですから、いろんな視点から慎重に検討していただきたい。価格の面と、それから定性評価の部分、そして商業施設とみなすのか、どこまでそれを許すの

かということ、本当に悔いのない判断をしていただいて、契約に至ってほしいなという気がするんですけど。

**○井上国民スポーツ大会準備課長** 今、お話がありましたとおり、民間収益事業のほうでの収入の関係でございますけれども、今回新たに屋内プールを造るに当たりまして、維持管理費の軽減、節約が非常に重要な課題でございますので、民間収益事業から県のほうに頂ける収入の分についても、しっかり評価できるように、全体を整理したいと考えています。

**○重黒木総合政策部次長(政策推進担当)** 大変貴重な御指摘ありがとうございます。11月の中旬に入札公告をして、実際に契約する入札者の決定が来年の6月ということで、大変長い時間をかけて入札希望者等と話し合いをしていきながら、我々が求める水準とそごのないようなものができているか、しっかり確認しながら最終的な審査に臨みたいと思っております。

審査に当たりましては、価格と定型的な部分、機能の部分をどう評価するかということが一番の問題だと思っておりますけれども、やはりプールという、何十年に1回しかできないようなもの、しかも長く使っていくものでございますので、どちらに比重を置くかとなると、やはり定性的な部分に比重を置いて審査をやっていくことになるんじゃないかなと思っております。

その上で、プール本体と民間収益事業のところですけど、こちらについてもどちらかということ、やはりプールのほうにウエートを置いた審査になっていくんだろうなと思っております。

その上で、民間収益事業の部分については、プールの運営管理費にしっかりと寄与できるように——具体的には、民間収益事業を行う方々から頂く地代です。土地の貸付料が県の収入に

なってくるんですけども、そこについても、一定の競争性を持たせるような審査をやっていこうと考えております。

いずれにしましても、立地条件というか、町の中にあれだけの施設ができていくということですので、プールもそうですし、民間収益事業もそうですが、いろんな公益的な要素——災害時の避難場所になったり、にぎわいの創出とか、そういった部分について、まちづくりの観点、防災の観点、公益性の観点といったところもしっかり踏まえて審査をしていきたいと思っております。いずれにしましても、審査の中身については全て公表していきますので、公表する中で、しっかりと説明できるような内容になるよう、最終的な詰めを行っているところでございます。

**○坂口委員** そういった方向でぜひ行っていただきたいということと、例えば、入ってくる貸付料になるんでしょうけど、指定管理者制度を見ても、貸付料とかを頂きながらというような契約のときに、逆にお金を出してやってもらわないといけなくなる。収益が上がるか上がらないかの分岐点です。そうすると、これから長期間その地代を頂くための民間事業としての収益がそこでないと、地代をまけてくれとか、もうやっていけないとかいう、そういった可能性は十分あると思うんです。

だから、経営というものにも、ある程度の重きを置いてあげないといけないということ。それから税金でもですけど、控除という考え方がある。例えば、ここに持ってくる機能の中で、災害時の対応とか、医療とか、教育とか、そういった公的な役割をここで総合的にやると。そこから何らかの貢献をしていただけるなら、特にこれは不可欠なものとか、民間であっても、結果的に県民に提供してもらえらるものがあれば、

それに対してプラス評価をしていく。そこら辺をしっかりと見据えた中で、この一等地を将来の宮崎県の福祉の向上、あるいは発展のために、どう生かしていくんだという視点からの公的な部分の評価というものは入っていくべきかなということで、こんな初めての事業だし、大規模な事業ですから、ぜひ万全を期していただきたいと思っております。

**○重黒木総合政策部次長(政策推進担当)** 御指摘いただいた点をしっかりと踏まえて、民間収益事業についても、プール本体事業にとっても、それが持続的に経営できるようなところ、どういうふうにやっていくかという部分もしっかり審査して、県民にとって非常に有意義な施設になるように、我々も頑張っていきたいと思っております。

**○野崎委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○渡邊総合政策部長** ただいまのプールPFIの関係でございますけれども、今回常任委員会に要求水準書をお出しさせていただいたところであります。9月議会の常任委員会の委員長報告の中でありましたけれども、本来は9月議会のときに、この水準書をお示しして、債務負担行為の審議をより深めていただくということが本来の姿であったと思っております。

そういう中で、今回の常任委員会での提出となりましたことについて、ここでおわびを申し上げたいと存じます。

その上で、今後、議会、そして県民に対しまして、タイムリーに、そして丁寧に説明をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

**○野崎委員長** それでは、以上をもって総合政策部を終了します。執行部の皆様、お疲れさま



でした。

暫時休憩いたします。

午前11時6分休憩

---

午前11時12分再開

○野崎委員長 委員会を再開いたします。

それでは、報告事項の説明を求めます。

○吉村総務部長 総務部でございます。

本日の報告事項は2件であります。

まず、お手元に配付の総務政策常任委員会資料を開いていただきまして、左側の目次にありますとおり、令和3年度当初予算編成方針について、また、別途資料を配付しております新田原基地における日米共同訓練についての2件について御報告させていただきます。

詳細につきましては、財政課長、危機管理局长から御説明いたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

私からは以上でございます。

○石田財政課長 それでは、まず財政課から、令和3年度の当初予算編成方針について御説明を申し上げたいと思います。

お手元の常任委員会資料の1ページをお願いいたします。

別冊として本体のほうも配付させていただいておりますが、常任委員会資料で御説明を申し上げたいと思います。

1ページ目をお願いいたします。

まず、1、予算編成の基本的な考え方でございます。

令和3年度の当初予算編成に当たりましては、新型コロナウイルス感染症の影響による県税収入の減など、厳しい財政状況が見込まれるところでございますが、引き続き健全な財政運営を維持しつつ、新型コロナウイルス感染症対策や

人口減少対策、防災・減災、国土強靱化対策をはじめとする本県の諸課題に的確に対応するとともに、ポストコロナの地域社会を見据え、本県の持続可能な成長につなげる取組について積極的な展開を図っていくため、(1)にありますように3つの基本的視点として整理しております。

まず一つ目といたしまして、新型コロナウイルス感染症対策に万全を期するとともに、防災・減災対策と県土の強靱化、インフラ整備の推進及び社会保障の充実など県民の命と暮らしを守るという視点。②、二つ目でございますが、地方移住の促進や未来を担う人財づくり、中山間地域の振興など、人口減少対策に徹底して取り組むという視点。③といたしまして、本県ならではの人と自然が共生する社会モデルの構築やデジタル化などの社会変革の推進など、ポスト・コロナの地域社会を牽引するという視点。以上の3つを予算編成における基本的な視点として整理しております。

この3つの基本的な視点を押さえながら来年度の予算編成を進めまして、先ほど総合政策部のほうから御説明を申し上げました、3ページの総合計画を踏まえての施策の主な方向性の整理でございます令和3年度における重点施策に基づき、みやぎの持続可能な成長につなげる取組を進めてまいりたいと考えてございます。

1ページの(3) 予算計上に当たっての留意事項にございますように、引き続き健全な財政運営を維持するため、社会保障関係費や公共施設の老朽化対策、国民スポーツ大会開催に伴う経費など、多額の財政負担が見込まれる事業につきましては、市町村等との連携・役割分担を考慮の上、総額の抑制を図り、計画的な予算計上を行うこととしております。

2ページをお願いいたします。

2の予算編成に当たっての全般的事項をまとめてございます。

まず、(1) 予算要求限度額、いわゆるシーリングにつきましては、昨年度と同様としておりまして、令和3年度の予算要求限度額は、基本的には令和2年度当初予算額の範囲内としております。県単独公共事業費(維持管理経費分)ほか2事業につきましては、シーリングを表のとおりとしております。

ここまでの通常分の要求限度額でございますが、来年度も引き続き新型コロナウイルス感染症対策が必要であること、また、本年7月の九州における豪雨災害など、近年、激甚化・頻発化する自然災害の状況を踏まえまして、引き続き防災・減災対策が必要でございますので、国土強靱化のための3か年緊急対策後について、目下、国において検討が行われておることを踏まえまして、令和3年度当初予算要求に際しての留意事項にございますように、新型コロナウイルス感染症対策に係る事業及び防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策後に係る公共事業費につきましては、国の予算編成の動向等の把握に努め、財源の確保等に十分留意した上で、別途要求を認めることとし、今後の予算編成過程において適切に対応してまいりたいと考えております。

最後に、(2)でございます。事業構築に当たっての留意事項というところで整理しておりますが、来年度当初予算の新規・改善事業の構築に当たりましては、県の役割を十分に踏まえ、必要性、緊急性、有効性等を十分に勘案するとともに、事業を確実に実施していくために実施方法や条件、積算内訳等について事業の構築段階から十分な調整及び確認を行うこととしており

ます。

私からは以上でございます。

○温水危機管理局长 危機管理課からは新田原基地における日米共同訓練について御報告いたします。

資料の表面を御覧いただきたいと思います。

まず、1の訓練概要についてであります。

(1)の期間は、訓練期間が本日10月26日から11月5日まで、戦闘機の新田原基地への在基期間が10月23日から11月6日までの予定とされております。また、米軍の滞在期間は10月19日からで、訓練終了後、数日の間に、逐次撤収予定とされております。

次に、(2)の参加部隊は、米軍が沖縄の嘉手納基地の第18航空団、航空自衛隊が新田原基地の第5航空団とされております。

また、(3)の演練項目は戦闘機戦闘訓練等で、(4)の使用訓練空域は四国沖空域とされております。

次に、(5)の参加規模であります。今回の訓練は、比較的規模の大きいタイプIIと呼ばれる訓練でありまして、米軍はF15戦闘機が12機程度、人員が200名程度、航空自衛隊はF15戦闘機が15機程度訓練に参加するとされております。

次に、2のこれまでの主な動きについてであります。

10月15日の常任委員会において、それまでの動きについては御報告をさせていただきましたので、本委員会では10月16日以降の動きについて御報告させていただきます。

まず、10月16日には九州防衛局長が県庁を訪れ、知事に対して10月12日に県及び宮崎市で行った基地内宿泊等の要請について、米軍人は基地の外のホテルに宿泊し、基地内の宿舎は感染者が発生した場合の隔離施設として活用すること

となった旨の説明がありました。

また、同日、防衛省から訓練内容等について正式発表がなされたところでもあります。

次に、10月18日には知事が新田原基地内の宿泊施設の視察を行いました。

また、前日17日の夜、九州防衛局から先遣隊が19日にも来県し、基地の外に宿泊する可能性があるという情報が寄せられましたことから、知事が宿泊施設の視察の際に同席しておりました九州防衛局長に対して確認を行い、情報提供の遅さや基地の外に宿泊することに対して抗議するとともに、当日夜には知事が宮崎市長とともに抗議の記者会見を行っております。

翌19日には、知事が宮崎市の田上副市長とともに防衛省を訪れ、中山防衛副大臣に対して県と新田原基地周辺協議会連名の要望書を提出し、再度、基地内宿泊等を強く要請したところでもあります。

また、同日、関係市町で構成する新田原基地周辺協議会も九州防衛局長に対して強く要請を行ったところであり、県からは郡司副知事が同行しております。

22日には、県庁において知事及び関係5市町長が、九州防衛局長からこれまでの基地内宿泊等の要請に対する説明を受けたところでもあります。

資料の裏面を御覧ください。

3の10月22日の九州防衛局長説明の概要についてであります。

当日は、これまでの要請に対して文書で回答があり、九州防衛局長から基地内宿泊については米軍に要請を行ったが、米軍人に対して新型コロナウイルス感染症対策について厳しい措置を行っていることなどを理由に実現することができなかったとの説明がありました。

また、今後の訓練については、新型コロナウイルス感染症の状況にもよるが基地の中で宿泊すべく調整していくことや、県民の不安解消のため、安全対策及び新型コロナウイルス感染症対策に取り組んでいく旨の説明があったところでもあります。

また、主な取組としましては、記載のとおり宮崎市内に連絡所を設置の上、職員を24時間体制で配置し市街地等を巡回することや、米軍に対し不要不急の外出を控えるよう要請すること、デリバリーサービス等によりホテルの自室で食事を取るよう米側に周知すること、新型コロナウイルス感染症対策の体制構築や到着後のPCR検査の実施を米側に要請することなどについて説明があったところでもあります。

なお、到着後のPCR検査については、米軍側から既にPCR検査を実施し、陰性を確認した者のみ新田原基地に来ていることなどから、改めてPCR検査を受ける必要はないとの回答があったと、昨日、九州防衛局から文書で報告を受けたところでもあります。また、米軍人のPCR検査の陰性を証明する文書が、本日、九州防衛局から提出されたところでもあります。

次に、4の今後の方針等についてであります。

九州防衛局からの説明を受け、県及び関係市町からは米軍人の基地内宿泊を引き続き求めたところではありますが、一方で、現実には既に米軍人が基地の外に宿泊していることから、国の責任で万全の安全対策等を講じるよう求めたところでもあります。

また、現在の九州防衛局と関係市町で締結している協定書には、国は安全対策等に努めるとともに、周辺住民の不安を解消するため万全を期すなどと記載されておりますが、包括的な内容となっておりますことから、今後、協定書に

記載されている安全対策等を担保していくための具体的な措置や、情報提供の在り方について、九州防衛局と関係市町、県で協議を行い、それを確認するものとして文書を取り交わしていくこととしたところであります。

最後に、5の県の体制であります。県では先遣隊が来県しました10月19日から関係機関と連携した迅速な情報収集や対応等を行うため情報連絡体制を取っており、23日からは休日を含め24時間体制で職員を配置し対応しているところであります。

私からの説明は以上でございます。

**○野崎委員長** 執行部の説明が終わりました。

質疑はございませんか。

**○佐藤委員** 前回の委員会以降、大変残念な結果というか、全然、宮崎県側の要望等については酌まれていない結果で押し切られている形です。あのときも基地内の宿泊をお願いするということで、基地の外のホテル宿泊に関する答え等は、その時点ではまだなかったわけですが、現在はいろいろな情報は入ってきております。実際の手配よりも早く19日から米軍人がホテルに宿泊し、訓練を行っているということですが、19日からの動き、情報収集——情報連絡体制を取っているということですが、何か報告等はあったんですか。問題が出ていないのか、そのあたりをお聞かせいただけますか。

**○温水危機管理局長** まずは、九州防衛局が人員体制を整えて巡回を行っております。毎日、その報告を受けておりますが、現在までのところ、事件、事故、トラブル等の発生はないといった状況であります。

一昨日、我々も職員を巡回に同行させてホテル周辺等の巡回を行いました。私と危機管理統

括監も巡回を行ったところですが、やはり一定の米軍人がホテル外に出ておりました。マスク等はされてはいたけれども、コンビニエンスストアへの出入りが多いようでありまして、そこで食料を買われてホテルに帰っておられるといったようなケースが多い印象を持ったところであります。

**○佐藤委員** 実際は一つのホテルに宿泊しているということですか、それとも複数でしょうか。本格的には本日からだったですね、総勢200名ということで一つのホテルなのか。そして一般客との接点は確認されているのかどうか、ホテルの中に一般客も宿泊しているのかどうかの情報はありますか。

**○温水危機管理局長** ホテルの数については答弁を控えさせていただきたいと思っております。

一般客との隔離と言いましょか、ルート等の分離といったようなことについては、ホテル側に確認したところ、食事を取る場所については分けて配置をしているといったような報告を受けたところであります。

**○佐藤委員** 移動については、当初、レンタカーということでありました。これは米軍人がレンタカーを運転して幾つかに分かれて移動をしているということですか。

**○温水危機管理局長** 移動については、米軍人の運転でレンタカーを使用して移動を行っております。

**○佐藤委員** 分かりました。

**○来住委員** この問題を通じていろいろと僕も改めて認識を新たにされた部分があるんですが、この委員会室にいらっしゃる皆さん、例えば日米安保条約についての評価だとか、それから合同演習に対する評価だとか、それはもういろいろ違いがあると思うんです。

それは別にして、県知事が何回も防衛省にまで行って話をした、九州防衛局長にも話をした、それに対しては事実上のゼロ回答だったわけですね。

危機管理局の対応が足りなかったとか遅かったとかいろいろとありますけど、やはり日本の防衛省とアメリカ軍が、宮崎県民のささやかな、ささやかではないんですけど非常に重要なことなんですけれども、知事も合同演習をやめろとは言っていないんですよ。泊まる場所を変えてくれと言っているわけですよ。そのことさえ一切妥協しない、つまり聞かない。このことについては、僕は知事だとか皆さん方の対応が十分、不十分ということは別にして、最大の問題は防衛省と米軍にあると思います。

ここをしっかりと押さえないと、現実にはホテルに泊まることを事実上許したのではないかと、それは誰の責任なのかと、そこではなくて、全く県民の思いを聞かなかった防衛省や米軍の問題というものをもっと県民に明らかにしなければいけないと思います。

さっき言ったように日米安保の問題だとか合同演習の評価については別にして、今回のこの重要な、しかもある意味では県民のささやかな思い、ちゃんと新田原には宿舎もある、それを使ってくれという、そういうことを一切聞かない。それは米軍と防衛大臣が語ったことでもないと思います。聞くところによると政務官も語っていない、極端に言えばうんと下の方が米軍と折衝をしたという話を聞きましたけど、そういう米軍や防衛省の在り方について、我々がそこをどう評価するのかというのは、これは一致しておかないとまずいと思います。今後に関わることだと思えます。今回もそうですけど、今後また同じことが出てくる。今度はもっとニシ

タチにどんどん米兵が出てくる、間違いなく沖縄と同じようになりますよ。

そういうことに対して、僕が言いたいのは、米軍や防衛省のそういう態度について、その評価については知事の政治姿勢にも関わることでですけど、認識を共有しておかなければいけないのではないかなと思うんですが、そういう点についてはどう思われますか。

**○温水危機管理局長** 本格的な検証というのは、またこれからしっかりやらないといけないと思っていますが、現時点で感じていることを申し述べますと、今回は、情報提供を受けるということで、提供待ちと言いましょうか、受けた情報で判断をしていました。そういうところがありまして、情報提供のタイミングが遅かったことによって先手で手が打てなかったということは、反省点の一つであろうと認識しております。

ただ、情報をどの段階でどの程度提供してもらえるかというのは、国側の判断、そして国と協議を行っている米軍側の意向によるところが大きいと認識しておりますので、そこら辺の調整に関して、我々のほうも国に対してしっかりと声を上げていかないと、なし崩し的な対応で結果的に我々が望んでいないような形になってしまう。それは県民の安心安全、そして生命、財産を守るという県の役割から考えますと避けなければならないことであり、そのためには的確な情報収集にまずは努めていく、そして情報の提供を求めていく、そういった姿勢が重要になってくると思っております。

今回対応する中で、関係市町村といろいろと一緒に行動はしているんですが、この訓練が今年度だけではなく今後も続いていくことを考えますと、やはり地元市町ともしっかりと連携して、

今言ったようなところをどうしていくんだというところを確認しながら、先手の対応を取っていけるように取り組んでいきたいと考えております。

**○来住委員** 最後になりますけど、結局、宮崎県民を代表する知事がこれほど話をしても、また県議会や市議会でも意見書を出したり、それぞれ政党としても動いたり、僕も九州防衛局に行ったりしましたけど、そういう県民のいろいろな要求や県民を代表する知事の要求に対しても一顧だにしない。それがどこからきているかという点では、これは外国にはないんですよ。同じ軍事同盟を結んでいる国、アメリカと日本との関係、アメリカとイタリアだとかベルギーだとかドイツだとか、そういうところと比べてみても、本当に異常なまでに日本はアメリカに追随している。ある意味ではアメリカが日本より数段上というような状況で、もう細かくは言いませんけど、地位協定の内容にしても、例えば米軍の基地内における日本の警察権の行使なんかは全くできない。他の国ではできますからね。それから米軍の演習についても日本の場合は日本の国内法は通用しないけど、他の国はそれぞれの国の国内法が通用するわけです。米軍は国内法で縛られていますから。そういうものが全くない。日米安保を破棄せよとかそんなことは今言ってできるわけではないです。ただ、日米地位協定を見直していくという点では、いわゆる思想信条や政党を超えてやっていかないと、本当にこの問題は前に進んでいかないと思うんですよ。

全国の知事会でも出されているんですけど、しかし現実には地位協定を実際に変えていくという運動は、国民的な相当大きな世論にならないとそうはならないと思います。政府がなかな

かそうならないですから。それで政府自身がそうなくても今度は相手があることですから。だから、その点についての認識の一致を図っておくことが大事ではないかなと、今回のことを通じて改めてそう思いましたけど、そういう点ではどうなんでしょうか。これは、政治的立場を超えて県民に協働を求めていくことが大事ではないかなと思います。もし意見があったら聞いておきたいと思います。

**○藪田危機管理統括監** 今、委員からお話がありました日米地位協定の見直しにつきましては、委員からもお話がありましたとおり、沖縄県をはじめとするアメリカ軍の基地がある所を中心とした声を踏まえて、全国知事会としても、これまで一度も見直しをされておらず、運用改善等で図られている実態がございまして、それを踏まえた見直しを要求しております。本県としましても、全国知事会と一緒にしながら国のほうに引き続き訴えてまいりたいと考えております。

**○坂口委員** 今の地位協定なんですけれども、これは安全保障条約の6条、日本側の義務です。義務の範囲内の中での約束、そして当時は、今言われたようにヨーロッパ型と日本型が違うと言うけど、当時の東西に分かれていた政治理念の違いからということで、まず存在する場所が日本の場合は違っていたということが背景にあるのかなと。だから、当時はこの内容で大方日本のためにもよかろうというものがあっての合意だったのかなと思うんですけど、改定がなされていないまま丸60年というのは問題かなと。ただ、これを国民全体の機運として盛り上げるためには、それこそマスコミに対しての情報提供の在り方ということで、やっぱりマスコミの力を借りないと、新田原と同じような条件の基

地が国内に6基地あるんですけれども、どこも騒がないですよ。そうすると宮崎県の一部でわあわあ言っていたって、こんな重大な協定なり条約の改正に至りっこないですよ。だから、この際マスコミの皆さん方の力も借りて、何とか全国レベルで流していかなければ、本当に危機感を持って取り組んでいかなければ駄目だなということ、僕の考えとしてここで発言しておきます。

次に、その日米地位協定なんですけれども、これは日本側がアメリカに対して果たさなければいけないという第6条、これは日本の義務ですよ。だから日本に有利なものがそこにうたわれっこない、日本がアメリカにしなければいけないという約束事です。逆に5条にはアメリカが日本を守る上でのルールがあるんですけど、その中で辛うじて日本の立場を五分五分に持っていくのが、いわゆる岸・ハーター交換公文というものです。これだけは事前協議の対象にしてくださいという約束を日本とアメリカがした。それは3つあるんですけど、そのうちの2つは本当に重大な変更をやる時です。

3つ目が日本側から訓練をお願いしますと言ったときに、範囲とか施設について事前に協議しますということだから、アメリカ軍からすれば何を言っているんだと、そんなルールはどこにあるのということ。僕らの感情的なものだけで捉えて、まともに公式に約束事ができるということを期待するのは、これはなかなかことで、よほど相手様が気分のいいときぐらいしか望めないのではないかなど。

問題は、日米地位協定というものの中で日本が果たすべき義務という弱い立場、外務省は対等の協定と言っていますが、現実的にはかなり差がありますよね。そういった不利な状況の

中で、今回はけしからんと思うので、日米安全保障条約なり日米地位協定に基づいて何かを言おうとしたら、やっぱり国連安保の中のルール、これは文民統制なんです。決して軍統制ではないんです。今回、米軍が日本の知らないところで、訓練という戦いを想定した中で軍事行動の一環として宿泊先を自分たちで交渉した。それに政府は何も言わなかった。これはやっぱり国連が保障する文民統制、日本の理念とする文民統制を全く放棄したということで、ここは国を責めるべきだと思うんですよ。そういう視点から、シベリアン・コントロール上、けしからんということと、その見解を求めたことはあるんですか。

**○藪田危機管理統括監** 今の坂口委員のほうからお話がありました、シベリアン・コントロールの観点から、米軍が直接宿泊施設を予約するのはおかしいのではないかと指摘の仕方ではございませんでしたけれども、私どもとしましては基地外に宿泊を調整しているという段階から、基本的な考え方、本来、基地内にそのための施設を造っているのがあるから基地内の宿泊で調整してほしいということと併せて、この宿泊についても、当然、国が関与する形で米軍と話し合いをしてほしいということを当初から申し上げておりました。

**○坂口委員** 相手はそんなことを聞かなくてもいい立場の協定なんですよ。地位協定というのは不平等協定だと、僕たちはそう捉えていて、それは正しいと思う、平等ではないと思うんです。その中でこちらの要望を言ったってかなわないですよ。

だから、そこで生かすべきは、一つには地元との訓練受入れの合意の中で最大規模が200人とか最長56日とか、準備・後片付け期間はプラス

1週間という、そんな約束はないと言うけど、それは確かにあった。しかしそれが全て口頭、原則基地内宿泊ということもメモがないんです。でもその約束はあった、それは国も認めているみたいだけど、だからそういうことを明文化することと、原則とか、そういう言葉は消すことですよ。こういう場合はこの限りではないとか、例外的に基地外に泊まれる場合を列記する方式にすべきだと思うんです。今、約束していることをより明確にしましょうという交渉は、今後、徹底してやっていく必要があると思うんですね。

例えば、今日配付してもらった資料の最初に、タイプⅡはF15が12機程度と、これは15～16機来たときにその程度に入るのか入らないのか。200名程度とありますが、300名来たときにはどうするんだと、ベッドは200名分しかないのあと100人はどこに泊まるのと、これはホテルしかないでしょうと言われてたら、ぐうの音も出ないでしょう。

まず、こんなことをいい加減に約束してきている、口頭でやっているということが間違いです。12機まで、200人までというマックスを決めるべきです。どうですか、うかつだったルールづくりの中で、今後これを文書化する必要があると思うんですけど。

**○藪田危機管理統括監** 先ほど、局長からも申し上げましたけれども、今後の取組の一つとして、まず、今回の訓練、それからこれまでの訓練も含めた形で検証を行うとともに、協定書の在り方——現在の協定は非常に総括的で、今、坂口委員から言われたような部分が明確に規定されていないので、その点について九州防衛局のほうと関係市町、県も一緒になって協議をして、できるだけ具体的なものとして、それが協定の見直しという形か、あるいはそれを補完す

る形になるか、どういう方法かというところはあるかと思えますけれども、今後そこに取り組んでまいりたいと考えております。

**○坂口委員** 万事がそんな感じなんですよ。例えば、今度は国内の問題ですけど、資料の裏面に県民の不安解消ということで、市内に連絡所を設置した上で職員を24時間体制で配置するとありますが、防衛省の職員がどんな役割でどういった人たちが何名来るんだということ。今回の場合、外に泊まって最大6人で外出して御飯を食べるかもしれない、200人を6で割ったら30以上のグループが出るわけでしょう。そこには必ず通訳がいなければ駄目ですよ。一つのグループごとにすぐ対応できる通訳、それから万が一お酒でも入ったとき、ないと思うけど、あってはならないことに対応できるだけの職員が来ていなければ駄目です。これは何名出すんだと。

日出生台でもかなりの人数を要請した、そういったところを参考にしながら、今回、前回の3倍だかの人数を出すとやったけど、もともとが少なかったわけだから、そんなのを出しだして安全管理にならないし、一番心配なのはやっぱり言葉の壁です。そんな微妙な問題、トラブルに発展しそうな問題というのは本当に正確に言葉が伝わらないと、片言でしゃべれるぐらいではどうしようもない、むしろ深みに入っていってしまうんです。極端なことを言ったら、宗教から何からその文化まで理解した人が通訳しないと、向こうではこれが正しい、いや日本ではこれが正しい、食べ物一つにしてもそうですよ。だから、今の協定あるいは条約、法律の中で宮崎県を本当に守ろうとするのであれば、県としてもうちょっと踏み込んで実効性のあるものを求めていく。それは政府の判断でできるし、



やらなければいけないということで整理をして、具体的に結果が見通せるようなものを求めていくべきだと思うんです。こういった職員の張りつけについての考え方は、県としては具体的に何を求められたんですか。

**○温水危機管理局長** 配置の総数については、前回よりは多くということでお聞きしました。それと24時間体制で巡回するということでしたので、そこを了解して、あとは班編成で順次、1時間回って30分程度休憩して、また交替で回るといったようなことを確認して、1回は職員を一緒に同行させてといったような確認のレベルであります。

**○坂口委員** だから分かりにくいんですよね。何人だったと、その中で体力、腕力に自信のある者が何名なんだと、言葉のしっかりした専門家、だから通訳をできる者が何名なんだと、それを出せということが一つですよね。何でそんなことを言うべきで、政府がそれを実行すべきか、保障すべきかという、地位協定そのものが日本国民に物すごく不利な協定で、それは国民が望んで合意した協定ではない、政府の判断でやったことだから、そのマイナス部分は国が責任を持って国民に補填すべきです、保障すべきです。それをさせるということが一つです。だから、具体的にこういう人間を何十人出せと、こういうことだけは責任を持ってしっかり担保しろと、そういったことを業務としてやりなさいということをやっぱり求めるべきです。これは米軍と関係ないから、国と地方の協議の中で正しい答えを出していけばいいだけのことで、出したらやらせればいいだけのこと。

それから、もう一つ、ホテル名は明かせないということは分かるんだけど、例えば地位協定の中で、場合によっては民間施設でも米軍

の管理下にある、民間の施設であるといえどもいわゆる治外法権的な扱いですね。万が一のことがあったら、その当事者を引き渡す、引き渡さない、補償の問題についてもどういったことになっているのかということをしっかり確認する。今回は、全て日本の国内法に従って保障します、責任を取りますということになるのか、それとも、いやこれはもう治外法権の対象だと、アメリカ合衆国の国権をかけて、公務期間中にやったことは全て米国の法律の下でやっていくことになるのかということ。

県もそういったことを押さえておかないと、ちゃんと監視する職員を出しますと言うけど、通勤というものが公的な行動となったときは米国の法を優先するのか日本の法律を優先するのか、そこら辺をしっかりと確認して、そこに関係するおそれのある人たちにはしっかりとそれを伝達していくということは、これは最初にやっておかないといけないことだと思うんですよね。そこら辺に対して、何か準備されたり行動されたりしたことはあるんですか。

**○温水危機管理局長** 今、委員がおっしゃられましたような細かな詰めのところについて、我々のほうから具体的に提案をしたものはございません。向こうのおっしゃる中でそれを受け止めて、今回の安全対策については実施をしているというのが現状であります。

続けて、前回の委員会でもお話をしましたが、ホテル宿泊名の公表についても質問状を出しまして回答をもらっております。結果的には私が前回回答したことと同じ答えでありまして、一つの例として申し上げますと、宿泊施設の名称や所在地については、部隊防護セキュリティの観点から公表を差し控えてほしいとの依頼を米側から受けており、その具体的な内容について

でもお答えを差し控えますという九州防衛局からの回答でありまして、我々もこれで説明しても納得してもらえないということは承知しているんですけども、一応、そういった回答になっているという現状がございます。

したがって、委員がおっしゃいましたように、細かな要求なり、こうあるべきというところを主体的に伝えていく必要があるかと思えますが、現在の今回の対応については、そこまでできていないというのが実情であります。

○野崎委員長 暫時休憩いたします。

午前11時58分休憩

---

午前11時58分再開

○野崎委員長 委員会を再開いたします。

○坂口委員 それはアメリカとの交渉がうまくいかないという話とか、泊めたホテルを公表するという話ではないんですよ。そこに行って、今回お宅で何かトラブルがあったときには米国の法律と地位協定が優先されます、しかもここは治外法権的な扱いになるから、万が一のことは考えておいてくださいということです。それを教えておかないと、後になってこんなはずではなかったということになってはあまりにも不幸だから、法的にどんな扱いになるのかということは問い合わせる、それは当然ですよ。そして、ホテル名は明かさないと、それは危険性とかリスクを考えて公表しては駄目だと言った、それだけのものを市内に持っているということをもっと深刻に捉える必要があるということです。それなら、なおさら危険なものを持ってくるなという運動をやっていかないと駄目だと思います。

これは、戦略のミスだったと、ここに至っては、それは仕方がないんですけど、施設は分かっ

ているわけですから、通勤はどのルートを使うんだということぐらいははっきりさせていきたい。そこで起こったことに対して、仮に不幸な事件なんかになったときの逮捕権はどちらが持つのか、あるいは裁判権、裁判はどこがやるんだということから確認しておかないと本当に大変ですよ。それは何かあったときのためだし、そういうことをしっかり確認することが事が起こらないことにつながる、それを防止することにつながっていくと思うんです。それを徹底してやらなければ駄目ですよ。

そんな中で、そういうことで頭を痛めているのに、一方では宮崎に来るときにPCR検査させてくださいとか、PCRの結果をしっかりと県に提供しなさいと、そんなの聞きっこないではないですか。これはシークレット中のシークレット。200人兵隊が来ましたと、100人は病院で入院していますとか、飛行機を12機持って来たけどパイロットが10人やられまして2機しか飛ばせませんと、敵からすれば格好の攻撃のタイミングですよ。兵の中身あるいは軍事全てですけど、これはシークレット中のシークレットですよ。こんなことに食いつこうとしたって自分の歯が折れますよ、そうでしょう。だからそんなことをやるのではなくて、我々がどこで何を交渉すれば向こうも真摯に受け止めて誠意を持って対応しなければいけないのかということ。内部を見せないというのは軍事行動の最たるものですよ、弱点なんかは特に見せないです。だから、今回は戦略が立っていないんですよ。

そして、そうしているうちに訓練期間は終わってしまいます。訓練期間が終わるうちに、別のことをああだこうだやっていたら、この次の訓練のためにこれを合意しようとしたって、それは整理できないではないですか。そういう場合

にずるずる行くのをなし崩しと言うんです。なし崩しと言うのは、崩されたほうがあまりにも力量不足ということです。だから、しっかり武装してからやっついていかないと駄目ということです。そのためには議会ともいろいろな相談をしながらやっついていかないと、例えば今回の日米共同訓練に関して、ホームページとかに知事の下でこういったことをやったとか、九州防衛局に聞いたことやその回答が出されていると言うけど、そういったものをちゃんと資料として我々にも提供すべきではないのかなと思うんです。何か違うんですよね、本気度が感じられないんです。そこはどう思われますか。今回のことでは内容を振り返って分析して反省すべき点と、これから戦略を練るべき点がたくさんあるような気がするんですけど、どうですか。

**○藪田危機管理統括監** 今回の日米共同訓練の件につきましては、我々執行部のみならず、やはり議会の皆様のお力を借りながら取り組んでいかないと難しい問題であると実感しております。

そのためにも、これまで十分ではなかったかもしれませんが、必要な情報提供あるいはその資料の提供についても実施してまいりたいと考えております。

**○坂口委員** いろいろあるけれども切りがないから、とにかく今、何をやれば相手も真摯に向き合うのか、この部分は国が約束しているからどうやったって国がものを言えるわけない、そういうことも仕分をしていきながら、こういった悔しいどうしようもない部分、来住委員も言われましたけど、そういう部分でこれは変えなければ駄目だと、60年もそのままかよというような、そういうものについてはやっぱり整理していく。全国知事会もですけど、我々議会とし

てもそういった意見を出していく、そういうようなものをお互いが共同してつくっていかねればいけない。それにも増して、それが効力、実効性を持つためにはやっぱり東京発のニュースとして全国に流れなければ駄目ですよ。これはメディアの皆さんを悪く言うのではないんですよ、精いっぱい宮崎で頑張っていたいただいても、県内にしか届かない電波とか新聞では限界があるものですから。世論を動かすには、マスコミへの情報提供、それからこの問題の国民への周知の在り方も含めて、相当力を入れて本気で取り組んでほしいと思うんです。意気込みでも聞いて、時間がないから質疑はもうこれでよしますけど。

**○藪田危機管理統括監** 今の坂口委員からの意見も十分に踏まえまして、私どもとしましては本県のみならず他の同じような状況にある基地とも連携をしながら、これを本県の問題に終わらせるような形ではなく、国に対しても強く働きかけをしていきたいと考えております。

**○坂口委員** これは国民全体の問題として捉えて、沖縄の負担軽減に全国民が協力できる、その土壌づくりのためには納得できるルールづくりが必要だと思うものですから、ぜひお願いします。

**○野崎委員長** 暫時休憩いたします。

午後0時6分休憩

---

午後0時6分再開

**○野崎委員長** 委員会を再開いたします。

引き続き質疑を行います。質疑はありませんか。

**○井上委員** 坂口委員が言われたとおりだと思います。宮崎県民に対して沖縄の基地負担を軽減するんだと、県民にそういう言い方をされ

ると、沖縄の人たちのことを思うということを含めて身動きがとれないようにしてしまうのはおかしいと思うんですよね。坂口委員が全て言われたので、それに反論する気はないし、そのとおりやっぱりもっと危機感を持ってやっていただきたいという思いでいっぱいです。

PCR検査でみんなが陰性だったなら基地内でいいではないですか。それでも外に出てくるということは、何かほかの目的があるのではないかと思われても仕方がない。宮崎県民は物すごくばかにされているよねということを経験しましたが、これで本当にいいのかなとつくづく思います。

細部にわたって坂口委員が言われたので、それを本当に踏まえた上で細かな言葉の一つ一つからもきちんと意見を吸い上げていく、そしてそこでそごがでないようにしていく。そして全国放送の中にどんどん出ていくぐらいのことはやっぱりしてほしい。私ども宮崎県だけなのか、県民の皆さんは私たちだけが受けないといけない内容なのかと思っておられると思うんですよ。

そして、受けたホテルも何か強制されてそうされたのか、そういうことはないと思うんですよ。分かっておられて受けたのであれば、もっと早い情報提供の仕方も含めてですけども、商業ベースでいいのか、それとも商業ベースではいけないのかという危機感も持っていただきたいと思いました。ぜひ公表してくれという県民の方もいらっしゃると思います。

そこは、先ほど局長が言われたようなことがあるのかもしれませんが、だから全てにおいてあまりにも私たちは受け身です。そのままでもいいのかどうか、本当によく考えて、やっぱり全国的な問題点としてきちんと対応すべきではないでしょうか。

防衛省に行かれたときの知事の御様子がテレビに出たんですけど、あれが本当に交渉なのかとちょっと疑問に感じました。答えてもらったことをそのまま受けて帰ってくるだけでは、それが本当に抗議に行ったことになるのかどうか。これからこの問題を丁寧に解決していくということは、宮崎県の一つの課題、役割でもあるのではないかなと思った次第です。いかがですか。

**○藪田危機管理統括監** ホテル名、宿泊については様々な御意見があることは承知しておりますけれども、私どもとしましては九州防衛局等の情報提供を受ける中で、今回のケースにつきましてはホテル名について先方のほうから公表を差し控えてもらいたいということで、これまでそういう取扱いをさせていただいております。

また、危機感の問題ですけども、やはり限られた時間の中で、これまで私どもも九州防衛局、それから防衛省に対して要請を行ってまいりました。また、その先に防衛省と米軍との交渉というのが控えているということで、非常に難しさを実感したところでございます。

そのためにも、今後の取組の一つとしてお話をさせていただきました、できるだけ協定等の中で具体的なものを事前に決めておくことの重要性というのを感じておりますので、その部分について地元の市町と一緒に検討し、防衛省と協議をしてまいりたいと考えております。

**○井上委員** その交渉するツールを絶対になくさないようにしておいてもらいたいと思います。県議会も一緒にやるべきことなので、ちゃんと全国的な問題に仕上げていただくまで御一緒にさせていただくので、そこを徹底的にやっていただきたいと思います。

**○太田副委員長** もう時間ですから状況報告だけしておきます。

実は、10月21日に会派の3名で上京しまして、国会議員8名ほどに来ていただきましたが、その中で防衛省の担当職員を呼んでヒアリング、意見交換を行いました。

その中で、誰が米軍と交渉したのですか、誰が私たち宮崎県の立場を表明してくれたのですかと聞いたら、それは私がやりましたと、その私という人は防衛省地方協力局地方調整課長、課長職なんです。知事とか議会、それから議長それぞれが一生懸命努力して宮崎県の気持ちを伝えるんだけど、米軍と折衝したのは課長止まりなんですよ。防衛省として全体の意思統一はあったかもしれないけれども、そういう宮崎県の思いを、せめて基地内の宿舎に泊まってくれと、もう本当にこれだけをかなえてほしいということをお願いしたのは課長止まりなんですよね。

だから、この辺のところは国家の主権の問題でもあるわけだから、そういう言葉も交わされましたけれども、やっぱり司令長官、防衛大臣、そのクラスでやってほしいという思いを持ちました。40歳代の課長クラスがただ書類を相手方に持って行ったような感じです。交渉したんですか、日本人の思いを伝えましたかと、そんな聞き方をしても、全て私がやりましたのでというようなことなんです。相手方は軍隊ですから、シークレットも守らないといけない相手なのに、果たしてそのクラスでいいのかなという思いを持ちました。

資料の3、九州防衛局の説明のところに、基地内宿泊について米軍に要請を行ったと書いてありますよね。これは九州防衛局長が米軍に要請を行ったと言っていますが、この方が米軍の誰に言ったのか。40歳代の課長を全て窓口にしてやっているということであれば、私は力はな

いと思います。

そんな思いで、この辺のところはぜひ要請を送った相手は誰なんですかがうらひは聞いていただきたいということと、最後になりますけど、今ずっと議論を聞いていたら、我々も意見を出していくべきではないかというようなこともあります。今回、意見書を県議会は出しました。宿泊だけは基地内にしてくれという最小限の要望にまとめたわけですけれども、これはいずれ地位協定、この辺の哲学的な問題まで我々が議論してやらざるを得なくなる可能性があるのかなという思いがしました。宮崎の立場でこんなことは認められませんということについて、恐らく防衛省全体での意思統一はなされていないような気がする。ただ書類を持って行っただけというような気がしましたということは報告しておきます。

**○丸山委員** 確認させてください。22日に九州防衛局長が来られているんですが、このときの文章は、日付とか誰が書いたかということがしっかり書かれた文書でしたか。というのは、私が16日に九州防衛局長と会ったときの文章は、日付も書いていない、誰宛てからも書いていない、非常に責任の所在が不明な文章だったものだから、私はこれは持って帰ってほしいと、持って帰ってもらいました。そんなちゃんとした文章だったのかというのをまず確認させてください。

**○温水危機管理局長** 文書番号、そして九州防衛局長の印鑑が押された正式な公文書であります。

**○丸山委員** それはかなり善処しているというふうに認識しました。あと米兵が来たときのマスコミの報道を見てびっくりしたのが、泊まらなかった一つの理由として、基地の宿泊施設に

シャワールームが一つしかなくて、密になるから泊まれないということでした。これまでコロナ対策で、県は防衛省と協議しているということでしたが、具体的には何を協議していたのかを教えてください。

○**温水危機管理局長** 米軍の隊長がワンフロアにシャワールームが一つしかないという話をされて、そのことが報道されたことによって、我々が今まで防衛省側から聞いていた内容と違うという疑問を持たれた方が多数いらっしゃったと聞いておりますが、実際はソーシャルディスタンスを確保するためには施設自体が狭いと、その一つの事例として隊長はシャワールームの話をされたようであります。それを防衛省のほうにも確認を取って、その旨の回答は文書でいただいたところです。結果的に報道を見られた県民の方々が誤解をされるような部分があったので、我々としましてもそこの説明を求めて正式に文書でそういった趣旨での発言であったという回答を得たところであります。

○**丸山委員** 今後は基地内で宿泊してほしいというのが我々の思いなんです、そのためには基地内の宿泊施設の再整備をしなければいけないという思いがありますけれども、その辺のことまで協議をしているのでしょうか。

○**温水危機管理局長** 我々もそこは同じ思いを持っていますが、今の段階でそのことを九州防衛局にはまだ具体的に伝えておりません。

○**丸山委員** いずれにしても基地内に宿泊してほしい、そのために国費を使って、我々の貴重な税金を使って造ったものですから、基地内に宿泊ができる体制の整備をしっかりと明文化して、しっかり早めに協議をしてほしいと思いません。

また、私も上京した折に中山防衛副大臣とお

会いする機会がありました。中山副大臣から何かあれば宮崎に来て説明を私がしてもいいということも言われましたので、ぜひそういうことを踏まえて、中山副大臣も含めてちゃんと正式に協議を進めてもらって、来ていただくなら来てもらってちゃんと説明するような時間、場所もセッティングをするような思いも持って、防衛省には対応していただきたいと強く思っております。

○**野崎委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**野崎委員長** それでは、以上をもって総務部を終了いたします。執行部の皆様方、お疲れさまでございました。

暫時休憩いたします。

午後0時19分休憩

---

午後0時21分再開

○**野崎委員長** 委員会を再開いたします。

その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**野崎委員長** それでは、以上をもって本日の委員会を終了いたします。

午後0時22分閉会

署 名

総務政策常任委員会委員長

